

# 後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

## ■ 保険証が新しくなります(水色→黄緑色)

現在ご使用の水色の保険証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、8月1日からは、黄緑色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課町民係までお申し出ください。

新しい保険証は黄緑色です



## ■ 減額認定証(限度額適用・標準負担減額認定証)も新しくなります(黄色→橙色)

現在ご使用の黄色の減額認定証および限度証の有効期限が令和3年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は7月中に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは橙色の減額認定証および限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民課町民係へ申請してください。

※有効期間は保険証と同じく1年間です。

### ◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	○世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	○老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証および限度証は橙色です



問 町民課 町民係  
☎ 83-1407

## 蜂の巣の駆除について

町では、スズメバチによる人身事故を防ぐため、蜂の巣の駆除を業者に委託しておりますので、町民課に連絡してください。

なお、蜂の巣1個につき下記の手数料を業者にお支払いください。生活保護の方については、手数料はかかりません。

また、蜂の巣の場所が見えないところ(換気扇や壁の中など)にある場合は、確認・駆除のために、その部分を壊すことがあり、その作業にかかる費用は自己負担となります。

・蜂の巣駆除手数料 2,500円(1件あたり)

※駆除の対象は、一般家庭の住居や庭にある巣の駆除で、事業所などにある巣や飛んでいる蜂の駆除は対象外です。

問 町民課 町民係 ☎ 83-1406



## 犬や猫などの ふんの処理は 飼い主の義務

無責任な飼い主により、歩道、公園、グラウンドなどが犬や猫などのふんで汚れて、迷惑している人が大勢います。

ふんの処理をしないで放置した場合は、軽犯罪法の違反や廃棄物処理法違反となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

ペットのふんは、必ず持ち帰りましょう。

問 町民課 町民係 ☎ 83-1406